



Title	台湾憲法体制の諸問題 - 1990年代以降の憲法改正を中心に
Author(s)	許, 慶雄
Citation	北大法学論集, 47(6), 205-221
Issue Date	1997-04-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15708
Type	bulletin (article)
File Information	47(6)_p205-221.pdf



[Instructions for use](#)

台湾憲法体制の諸問題

——一九九〇年代以降の憲法改正を中心に——

許
慶
雄

目次

- 一 中華民国憲法の制定
- 二 「動員戡亂時期臨時條款」の制定とその実施
- 三 現在の台湾における「中華民国憲法」実施の正当性と合法性
 - (一) 主権と憲法秩序の矛盾
 - (二) 憲法改正と憲法制定権力の原理
 - (三) 憲法改正の過程・手続における正当性と合法性に関する問題点

四 改正後の憲法内容に関する検討

(一) 基本的人権

(二) 権力分立

五 新憲法制定運動とその主旨

(一) 大統領制

(二) 「付随的違憲審査制」の採用

(三) 社会権保障の明確化

むすび

一 中華民国憲法の制定

中華民国憲法は、一九四六年に採択され、一九四七年一月二十五日に施行された。当時は、中国国民党と中国共産党の闘争がもつとも激しい時期であった。国土の半分以上はすでに内戦状態にあり、国民党政権は、内外に対し、民主政治を実行する決意を表明するため、憲法を制定せざるを得なかつた。そこで、各党派の改正要求を大幅に取り入れ、強引にこの憲法を制定したのである。そこには、多様な問題点があり、適用困難な部分が当初からすでに存在していた。

中華民国憲法において、権力の分立は、五権分立を採用している。つまり、通常の三権に考試権と監察権を加えたのである。権力の分立は権力の腐敗を未然に防ぐために、権力間のチェックとバランスをその内容としなければならない。しかし、過度の権力分立は効率の悪い政治になる恐れがあり、しかも権力間の対立によって、政府が崩壊する危険もある。

る。この危険を防止するため、五権体制では、総統は必要に応じて、権力間の対立の解決を義務づけられている。しかし、総統に対するこのような権力の付与は、この絶対的な権力を有する総統と独裁者との識別を困難とする。また逆にこの権力がない場合、各権力間の対立が生じた場合、どのように解決するのであるか。⁽¹⁾

しかし歴史において、中華民国憲法制定後、国民党政権が中国内戦で敗れ、台湾に亡命したため、この憲法は実施されなかったのである。そして、戒厳令解除後、台湾で民主制度を實行するにあたって、元来の中華民国憲法に従えば、必ず問題が生じることは明白であり、そのため、一九九〇年代から継続的に憲法改正が行われてきたのである。

二 「動員戡亂時期臨時條款」の制定とその実施

「動員戡亂時期臨時條款」とは、「反乱鎮圧時期臨時条項（以下「臨時条項」と略する）と呼ばれ、時には臨時憲法とも言われる。国民党政権が「臨時条項」を制定した主な目的は二つある。一つは、台湾に敗退した国民党政権への支持を得るため、中華民国体制が継続存在し続けていることを世界各国にアピールすることであり、もう一つは、憲法の規定する制限的効力を排除し、台湾で独裁政権を維持するためである。

四十数年間、国民党政権は、一月二十五日を「憲法実施記念日」と定め、台北で祝賀活動を行ってきたが、実際のところ、中華民国憲法は、全く実施されなかったのである。言い換えれば「臨時条項」体制下の台湾で、実際には民主政治は実施されなかったのである。各種の選挙は行われたが、地方選挙に限定され、例えば県市長、県市議会議員の選挙が行われた。憲法体制下の立法委員、監察委員、国民大会代表（いわゆる中央民意代表）等は任期満了後も終身職となり、新たな選挙は行われなかった。唯一の例外は六年に一度行われる総統選挙であるが、これも任期がすでに一九五三

演 年一月に満了している国民大会代表によって行われたのであるから、憲法違反であることは明かである。

講

「臨時条項」の廃止後、監察委員を除く中央民意代表は憲法の規定に従い、直接選挙によって選ばれた。近年来、台湾人民が民主化を激しく求める中、実際に行政権を握る総統がもし依然として国民大会代表によって選ばれるのであれば、到底国民は納得しないであろう。従って、総統は国民の直接選挙によって選ばれるべきだということが憲法改正の主要な部分となった。しかし、総統の権限や権力の分立については改正されなかったので、権力対立の矛盾が更に悪化したのである。

三 現在の台湾における「中華民国憲法」実施の正当性と合法性

(一) 主権と憲法秩序の矛盾

現代国家が憲法を実施するには、かならず主権・領土・国民を明確にしなければならない。このことについて世界各国においては、問題はない。しかし、台湾にとっては未だに解決していない問題である。憲法は実施されているが、矛盾に満ちた状態に置かれている。今の国民党政権は、依然として、台湾にある中華民国政府こそ、全中国を代表する唯一の合法的な政府である、その領土は中華人民共和国およびモンゴル共和国を含むことを主張している。現行の中華民国憲法によれば、台湾は中国三五省の中の一省であるから、台湾には中央政府の他に、ほぼ同じ管轄区域を持つ台湾省政府がある。しかも中央政府にはモンゴル・チベットの管轄委員会が設けられている。

一方、国家が大部分の領土や国民を有効に統治できない状況下にある場合、いかに憲法が実施されるのであろうか。

その点を考慮し、蔣介石時代は、中国大陸反攻をなし得ないことには、この憲法を実施することができないとして、「臨時条項」を制定するに至ったのである。

しかし、有効支配の領土に関しては、過去とまったく変わっていない。中国とモンゴルを含む中華民国憲法体制をいかに実施するのであろうか。言い換えれば、憲法の国家領土を中国大陸・モンゴル・台湾と規定すれば、国家の大部分の領土や国民が他の国家あるいは政権の統治下にあり、その状態で、中華民国憲法を実施することが果して可能であろうか。これは正に解決できない矛盾である。

(二) 憲法改正と憲法制定権力の原理

中華民国憲法は、一九四六年に中国人民によって制定されたものであるので、当然のことながら、中国人民にもこれを廃止する権利がある。実際、一九五四年に中国人民によって、すでに、この中華民国憲法の廃止が宣言され、中国新憲法が制定されている。⁽²⁾さらに一九七五、一九七八、一九八二年にも、中国新憲法が新たに制定されている。これは憲法制定権者が、中華民国憲法は法的効力がない歴史的な文献になったことを再三宣告したことになる。

たとえ中国人民（北京政権）に中華民国憲法を廃止する合法的権利があることを、台湾の国民党政権が認めないとしても、憲法制定権力の原理に基づくと、一部分の憲法制定権力（台湾人民）だけでは、この中華民国憲法を改正することはできないのである。しかし、一九九一年より、台湾の国民大会は中華民国憲法を三回改正している。このことから憲法改正に正当性があるかどうか、という疑問が生じる。言い換えれば、憲法制定権力の変動があっても、憲法はその同一性を維持し、そのまま憲法改正ができるか否かということである。

(三) 憲法改正の過程・手続における正当性と合法性に関する問題点

① 一九九一年、中華民国憲法最初の改正が行われた。それは、長期間改選されなかった、すでに任期満了の国民党代表によって改正されたのである。しかし、民意の基礎をすでに失っている国民党代表に憲法改正権があるものであろうか。

② 一九九一、九二、九四年に改正を行い、今年（九六年）もまた改正を行う予定である。このような権力闘争に應じるため、常時憲法改正を行う方法は、完全に、憲法の「基本法」の本質を失わせるものである。

③ 現職の国民大会代表の素質もまた、憲法問題を複雑化している原因の一つである。なぜならば、今の国民大会代表は、憲法を改正すること以外、何の権限も持たないので、ほとんどが県市議会議員選挙に落選した人から構成される。代表性と憲法知識に欠ける彼らに、憲法改正を任せることは、非常に心細い。

④ この数年間に行われた憲法改正の実体は、与野党の意見が完全に対立していたにもかかわらず、十分に討論、協議が行われないうまま、しかも野党が退場する中、国民党単独によって、可決されたものである。これは、「一党改正」とも呼ばれている。

四 改正後の憲法内容に関する検討

前述のように、中華民国憲法制定時から多くの問題点が存在している。一九九一年の憲法改正後、総統が国民の直接選挙によって選ばれることは評価できるが、その他の条文についての改正は、元来の問題点を解決していないばかりか、

更に多くの矛盾を残したままである。このことについては、次のように分析することができる。

(一) 基本的人権

1. 法律の留保について

中華民国憲法第二三条は、国家の安全と社会秩序を守るために法律により人権を制限する規定である。戒厳体制下において、人民の言論、結社、集会の権利等を禁止するため、任意に法律が定められて、人権は長期間、制限を受けてきた。一九八七年七月に戒厳令の解除が布告されたが、人権を制限する法律は未だに廃止されていない。一九八七年以降も、いわゆる民主化により全面改選された立法院（国会）で、依然として多くの人権を制限する法律が制定された。例えば、集会・結社に関する法や放送マスメディア規制法がその例である。本来憲法で保障する基本的人権を無視して作られたこれらの法律は、この二三条に基づいているのである。

2. 社会権の保障

台湾では、社会権を含む二〇世紀の人権保障の観念が確立されていない。実際、社会権は一九九〇年の新憲法制定運動の中で、初めて提出された概念である。また、台湾の憲法学界は今もなお社会権の必要性和意義を重要視していない。社会の一般人はなおさらである。国民党政権は、本質上、既得利益階級と結束することを統治の基礎としているので、

弱者の保護を内容とする社会権の条文化に反対の立場を示している。民主化後の国会議員は、選挙の圧力により、政治目的や票集めのため、近年来多くの社会福祉に関する法律を制定したが、これらの法律は憲法で保障されている人権に基づいて制定されたものでないため、実際には社会権の保障による効果は見られない。例えば、労働基準法は労働条件については相当の保障をしているが、しかし、条文の中で銀行業、サービス業、保険業等の労働者への適用を排除すると規定しているため、大きな論争を引き起こしている。

台湾は現在国民健康保険等社会福祉に関する制度を実施している。しかし、弱者の自己負担の比重が高いことから、社会権の基本的理念に反していることが明らかである。国民党政権は、社会権の保障が、国家財政の悪化を招き、経済成長の低下につながると、再三宣伝しているので、社会権保障の実現を望むのはかなり困難であると考えられる。

仮に、社会権が憲法に具体的に規定されたとしても、今の台湾では社会権理論が十分に研究されていないため、憲法裁判と憲法解釈において巧く運用されうるかどうかが心配される。例えば、憲法第一五条に生存権と勤労権の文言がある。これにより一般には、現行の憲法で社会権が保障されていると誤解される。しかし同条文中に財産権の保障も含まれていることから、憲法解釈上、請求権の性質を持つ社会権概念には属さないことになる。憲法第二三条には「以上保障される自由権」と明言していることから、中華民国憲法を制定した当時、社会権の保障を具体化する趣旨がなかったことがうかがわれる。中華民国憲法は当時（一九四六年）まだ芽生えの段階にある社会権理念を基本政策として第一章に取り入れ、それを政府が国家政策上追求する目的とし、社会権が基本的人権であることを認識しなかったのである。

3. その他の人権に関する問題点

- (1) 思想の自由に関する保障がない。これは学問の自由、表現の自由等の条文から、法的保障が見られる。しかし長期間の戒厳体制下で、思想の自由が奪われ抑圧された台湾人民にとって、憲法の条文で思想の自由が保障されるということは、特別な意義を有するのである。
- (2) 表現の自由に関する保障が不明確である。現在、台湾の主なマスコミを依然として国民党政権が握っている。このように知る権利が保障されていない状況下から、取材の自由、情報公開などを憲法条文に明白に定める必要がある。
- (3) 国民は教育を受ける義務があると規定されているが、教育の自由と学習権は保障されず、国家権力が依然として、教育の内容に介入している。例えば、高校以下の教科書は未だに国が統一編集しているため、中国を主体とする内容に満ち、国民党政権が依然として中国の統治者であるかのようにある。
- (4) 人権の保障に関する条文と内容が簡略すぎる。人権の名称のみを示し、例えば、第一五条「人民の生存権、勤労権及び財産権は保障する」、第一六条「人民は請願、訴願及び訴訟権を有する」等、これらの権利保障に関する主な内容や意義については規定されていない。

(二) 権力分立

1. 行政権の帰属の不明確性

改正前の中華民国憲法の行政権に関する規定は不明確であった。第五三条「行政院は国家最高の行政機関とする」、

第五五条「行政院長は總統が指名し、立法院の同意を経て、これを任命する」等の規定がある。条文から見ると、行政院長は立法院に対して、責任を負う一方、總統の信任も受けなければならない。改正後、國民の直接選挙によつて選ばれた總統が、強い民意の基盤を持ち、行政院長および行政機関に対する監督、コントロールをなし得ることは前よりも明確となった。それは一九九四年に改正された条文に、總統は行政院長に対して免職権を持つと規定していることから明かである。

行政院長任命の過程で、果して總統の指名が「権」なのか、それとも立法院の同意が「権」なのか明らかでなく、両者が対立した時どのように解決すべきかが問題となる。大統領制で言えば、立法院の同意は一種の「審査」式同意であつて、特に明確な不同意の理由がなければ、原則上總統の指名に同意すべきである。過去の運用からみると、国民党は立法院で大多数の議席を持つことから順調に同意が行われてきた。しかし、野党との議席差が接近している今日、立法院で同意されなかつた場合、どう解決すべきか、憲法規定が不明確なため、憲法危機を招くであろう。現に、この矛盾と対立が台湾で起きている。

2. 總統の行う指名権と同意権との矛盾

改正後の憲法条文によると、總統には、司法院の大法官、考試院（人事考查機構）の考試委員、監察院の監察委員等の指名権がある。またその指名は、國民大会の同意を得なければならないと規定されている。今の總統や國民大会はすべて国民党によつて掌握されているから、衝突と対立の恐れはない。しかし、總統が國民大会の多数党と異なる場合、前述した各機関の成立が不可能となる。憲法にはこの対応策が規定されていない。

以上の分析からすると、国民が選出した總統、立法院、国民大会が同一政党によって主導されない場合、行政、司法、考試、監察院等いわゆる「五權憲法」中の四機關は成立不可能である。このような憲法体制は、一党支配下の状況でないと成り立たない。これは現憲法における権力分立の最大の矛盾である。

3. 署名に関する「權」の問題点

改正後の憲法条文は、行政院長が總統に対抗するのを防ぐため、特別に「總統は行政院長の任免に関して、行政院長署名『權』の制限を受けない」と規定している。表面上、これは行政院長の権限を排除する条文である。しかし、それは憲法の他の条文で規定されている署名が行政院長の権限であることを逆に認定していることになる。

そうなると、憲法上問題が生じる。例えば、行政院長は法律案に署名するという規定があるが、仮に署名を拒んだ場合、その法律は無効になるのであろうか。元来の憲法にある署名に関する規定は憲法理論から見れば、「權限」ではない。しかし、憲法改正後は、署名を「權限」と認定したのである。

4. 国政調査権の形骸化

五權憲法体制において、国会は二等分される。立法院には立法権と予算審査権等の財政権限があり、監察院には国政調査権がある。このような制度は、国会の行政機關に対する監督力を弱めることになる。

憲法改正後、監察委員は間接選挙制から總統指名制に変更された。總統は行政権の主導権を握るが、実際に行政権を

監督するはずの監察委員は、何と總統に任命されるのである。国政調査権は本来国会の場で、野党が行政権を監督する有効な手段であるから、少数党によって主導されるべきであり、そうすることによって、権力抑制の理論に合致する。このような仕組みでは、すなわち大多数が与党に属する監察委員には監督の効果が發揮されないのは当然である。

5. 名実の無い「憲法裁判所」

改正後の条文に「憲法裁判所」という名称がある。しかし、この「憲法裁判所」は一般の違憲審査と全く無関係である。改正後の第四条の規定によると、「憲法裁判所」は単に政党の解散決定を裁判するだけである。元來憲法第七八、七九条の規定に「大法官會議は憲法を解釈し、並びに法律及び命令を解釈する権利を有する。」⁽³⁾と示していることから、大法官會議は憲法學上、憲法裁判所の性質を有する。しかし、条文改正後、「違憲政党裁判所」を「憲法裁判所」と定めて、明らかに憲法裁判の意義が誤用されている。

しかも同条文は政党の目的や行為が、中華民國の存在や自由民主の憲法秩序に脅威を加えた場合、憲法違反であるから、解散すべきだと規定している。これは、明らかに政党の存亡という高度な政治的問題を裁判で判断しようとしている。歴史が証明するように、国民党政權こそ中華民國崩壊の責任者である。仮に、「憲法裁判所」を運用するならば、国民党政權は勿論審判の対象となることであろう。だが、これらのプロセスに関する法令は未だに制定されていないのである。

6. 地方自治制度の問題点

地方自治の最大の矛盾は、台湾省政府が未だ存在していることである。台北にある中央政府との管轄権限が重なっているし、中央・地方政府間の権限が憲法に明確に規定されておらず、権力闘争の種である。なお、省長選挙の得票数が総統選挙の得票数より高くなった場合、強い民意の省長が反発をなすと、中央政府はなかなかこれに対抗できない。特に、省長と中央政府が異なる政党に属する場合、政党間の権力抗争は更に激しくなることは必至である。これは旧ソ連政府とロシア政府との対立状況より厳しいようである。最近、省と中央の人事・財政に関する対立がより一層目立っている事実がある。

台湾は四十数年間「県」を設置してきた。県長は住民によって直接選ばれるので、長期間に渡り、地方自治の穩健な基盤としての役割を果たしてきた。従って、憲法中にある「大中国領域」に従って設置された「省」を廃止して、「県」を地方自治の主体とすべきである。⁽⁴⁾

五 新憲法制定運動とその主旨

一般に、国家が新憲法を制定するのは、新たな憲法秩序を確立するためである。しかし、台湾においては、新しい憲法体制を成立させること以外に、もう一つの意義がある。それは、台湾における二千万人が主体となる憲法制定権力を確立することである。台湾で新憲法を制定することは、同時に、主権、国名等新国家体制の変化にも影響を及ぼすのである。台湾の新憲法制定運動は、一般の国家が新憲法を制定することとは異なり、臨む問題も更に複雑となる。

新憲法制定運動は、一九九〇年代に展開され、主に台湾教授協会、学生団体、民進党（最大野党）、弁護士、医者等の団体によって推進されてきた。一九九一年八月二六日に「台湾憲法草案」を発表し、全一章一〇八条からなり、そ

の主要要旨は次のようである。

(一) 大統領制

大統領制と議院内閣制は現代民主国家の政府体制の中で、最も代表的な形態である。この二種類の制度にはそれぞれ長所と短所があり、理想的な制度とは一概に言えない。多くの国家や学者の間で、新制度に関する模索と検討が行われている。例えば、フランスの特殊な制度がその一例である。しかし、台湾のような長期間戒厳体制下にあつて、民主政治の経験が短く、しかも民主的基本要素に欠ける国では、新しい制度を実施することになると、想像もつかないくらいの混乱が生じる恐れがある。そこで最善の方法として考えられるのは、大統領制か議院内閣制かの選択である。何故大統領制を選ぶべきか、その理由は次のようである。

1. 議院内閣制は比較的中央集権やワンマン政治にならないので、大多数の発展途上国で採用されている。これで独裁体制の再現を防ぐことができるのである。しかし、民主化後の台湾は、依然として、中国の武力脅威を受けていることから、強力なリーダーシップを有する政治的核心が必要である。強い行政体制を確立すれば、内外の危機に対して有効に対処することができる。したがって、大統領制が比較的に支持される。

2. 台湾の政治改革は依然として多くの分野で未完成のままである。能率のよい政府によって改革を推進すべきである。大統領は四年の任期中に、民意の強い支持の下で、より容易に、段階的な改革を行うことができる。

3. 総統が直接選挙によって選ばれる現状で、議院内閣制を採用し、国民に実権のない総統を受け入れさせることは困難である。

(二) 「付随的違憲審査制」の採用

憲法裁判制と付随的違憲審査制が代表的な違憲審査制度である。両類型とも長所と短所を持つが、實際面と理論面においてそれぞれが改革され続けているため、双方の機能が接近している。そこで、将来の台湾憲法体制下では、付随的違憲審査制が採用されるべきである。その主な理由は次のように考えられる。

第一に、台湾では長期間、下から上へと形成されるピラミット型の法学者や憲法専門家の一群が欠乏している。一方、法治主義と立憲主義等の理念は若い世代の法学者の間で、芽生え始めてはいる。このことから、付随的違憲審査制を採用すれば、現代的立憲主義の認識がある若い世代の司法関係者に、憲法問題について、論議する機会が与えられる。このことは憲法本来の精神をより明白にする。

第二に、付随的違憲審査制を採用すれば、通常の裁判所で違憲審査について論議できるので、長期間憲法の意義や重要性についてあまり理解しなかつた台湾の社会にとっては、一種の憲法教育にもなる。そうなると、国民は憲法についての認識を深めることができるであろう。下級裁判所、社会の各層で広く憲法問題を論議すれば、徐々に憲法解釈の主流が形成され、違憲審査の伝統を築き上げることになる。

(三) 社会権保障の明確化

経済発展や民主化だけで国家内部の矛盾を解決することはできない。新憲法によって国家形態を台湾人民に示さなければならぬ。そうすることによって政治改革と社会改革を同時に進行するとともに現代的国家が建てられるのである。

新憲法制定運動が多くの台湾人民の支持を得るためには、憲法において、基本的人権における社会権を特に強調し、社会権の保障を基礎とする福祉国家の主張を提起しなければならぬ。社会権を保障することは、経済発展の優先を過度に強調し、資本家を保護する国民党権の政策に対して、野党の憲法主張として、与党との政策の違いにもなる。

むすび

新憲法制定運動は憲法制定権力、主権と密接な関連性があるため、過去より台湾独立運動の一環として見なされてきた。しかし、ここ数年、憲法改正に失敗し、政治改革も推進できない現状に、各界は新憲法の制定が台湾を法治国家へと導き、そしてこれが人権を確実に保障するのに不可欠な基礎であることを徐々に理解するようになった。反体制陣営だけでなく、マスコミの主流や国民党内部もまた、新憲法制定の必要性を思考し始めたのである。⁽⁵⁾ このような事態の展開に鑑み、台湾で新憲法を制定する可能性は極めて現実的だと思われる。

以上述べたように、合法性、正当性から中華民国憲法を、台湾での実施やその改正の対象とすることはできないのである。また、内容から見ても、中華民国憲法は問題点が多く、台湾での実施は不適當である。近年來の憲法改正は、その矛盾した本質を浮き彫りにしただけで、問題解決になっていない。いずれにせよ、真に、台湾で憲法を実施するためには、新憲法を制定しなければならないのである。新憲法制定運動は、これからも進展し続けることである。

【注】

(1) 事実上、台湾で四十数年間実施された「動員戡亂時期臨時條款」は総統に絶対的権限を与え、長期にわたる独裁政権を

形成していたのである。中華民國憲法の問題点について、小林直樹『憲法政策論』（日本評論社、一九九一年）二四九―二五五頁および李鴻禧「中華民國における立憲政の病理解析」樋口陽一・高橋和之編『現代立憲主義の展開（下）』（有斐閣、一九九三年）八三七―八六三頁を参照。

(2) 中国共産党は一九四九年二月に「排除國民黨六法全書」を布告して、中華民國憲法の効力を否定したが、理論的には、一九五四年、中国新憲法の制定によって、中華民國憲法は廃止されたと見ることの方が妥当ではないかと思われる。浅井敦『中国憲法の論点』（法律文化社、一九八五年）三七頁、五五―五八頁を参照。

(3) 過去の事実から見れば、大法官會議は国民党政權の道具に過ぎなかった。政治的圧力を受けて、憲法条文を歪曲化し、憲法の番人という立場でなく、むしろ憲法破壊者であった。例えば、憲法の、裁判官は「党派」に加入してはならないという規定を、合法的な団体であれば、それが政党であっても加入することは違憲ではないと解釈する。また、国民大会代表（間接的な国民主権の性質に属する機関）は国会議員であると解釈し、代表理論と国民主権の原理についても歪曲に解釈したのである。戒嚴令解除後、大法官の構成人員も代わり、一般の法令に関する解釈は相当改善されたが、憲法の基本的理念に関しては、依然として本来のレベルに到達できていない。

(4) 「省」と「国民大会」を排除するべきだという主張は、世論調査で70%以上の支持があった。新憲法制定運動もまた、税金のむだ使いであるこれらの機構を廃止し、効率的な政府の設置を主要なスローガンとしている。

(5) 例えば、台湾で売上数最大の「自由時報」は三月の總統選挙後に、新憲法の制定を社説で数回にわたり主張した。世論と国民党政權に相当な影響を与えたはずである。

付記

台湾淡江大学日本研究所許慶雄教授は、学術振興野村基金の招聘により、一九九六年七月一日より七月二一日まで北海道大学法学部を訪問した。本稿は、七月一九日に公法研究会で報告したものに加筆し、訂正を加えたものである。